

横浜市中企業融資制度

「伴走型経営支援特別資金」を創設します

新型コロナウイルス感染症や物価高騰などの社会経済情勢の変化により、経営に影響を受ける市内中小・小規模事業者の資金繰りを支援するため、令和5年1月10日（火）から「伴走型経営支援特別資金」を創設します。

本融資は、新規融資に加え、令和2年度に実施されたゼロゼロ融資（横浜市新型コロナウイルス感染症対応資金）をはじめとした、他の保証付き融資からの借換えが可能です。資金繰り支援とともに、金融機関による継続的な伴走支援を行います。また、本融資を借り入れる際の信用保証料を国補助後に横浜市が最大1/2助成し、市内中小・小規模事業者の事業継続を後押しします。

1 「伴走型経営支援特別資金」の内容

融資対象者	経営行動計画を策定した、次の1～3のいずれかの市内中小企業者 1 セーフティネット保証4号の認定を受けている方 2 セーフティネット保証5号の認定を受けている方 3 上記1・2以外で売上高、売上高総利益率又は売上高営業利益率が5%以上減少している方
資金使途	運転資金及び設備資金
融限度額	1億円
融資期間	10年以内（うち据置期間5年以内）
融資利率	1年以内：年0.9%以内、3年以内：年1.2%以内 5年以内：年1.4%以内、10年以内：年1.6%以内
信用保証料 事業者負担率	融資対象者1・2…0.1%（国補助後、横浜市1/2助成） 融資対象者3 …0.180%～1.035%（国補助後、横浜市1/10助成）

* 国の保証制度「伴走支援型特別保証制度」に対応したもの

2 取扱開始日

令和5年1月10日（火）（横浜市信用保証協会 受付分）

3 申込先・経営行動計画策定の相談先

取扱金融機関26行（次のURLをご参照ください。）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/yushiseido/yushiseido/yushi.html#toriaitukai>

なお、次の融資の信用保証料率についても、次のとおり令和5年1月4日（水）（横浜市信用保証協会 受付分）から変更します。

資 金 名	新型コロナウイルス特別資金
信用保証料 事業者負担率	【変更前】0.45～2.00% → <u>【変更後】0.405～1.800%（1/10助成[*]）</u>
資 金 名	SDGsよこはま資金
信用保証料 事業者負担率	【変更前】0.45～1.90% → <u>【変更後】0.3375～1.4250%（1/4助成[*]）</u>
資 金 名	小規模企業特別資金
信用保証料 事業者負担率	【変更前】0.50～2.20% → <u>【変更後】0.45～1.98%（1/10助成）</u>
資 金 名	創業おうえん資金
信用保証料 事業者負担率	【変更前】0.40%（再挑戦は0.80%） → <u>【変更後】0.30%（再挑戦は0.72%）（1/4助成（再挑戦は1/10助成））</u> （注）創業関連保証を利用した場合
資 金 名	事業承継資金
信用保証料 事業者負担率	【変更前】0.35～1.80% → <u>【変更後】0.315～1.620%（1/10助成[*]）</u> （経営者保証不要） 【変更前】0.10～1.80% → <u>【変更後】0.09～1.62%（1/10助成[*]）</u>

※融資額 5,000 万円を上限

お問合せ先		
（本資金の内容や認定に関すること）	経済局金融課長	近藤 陽介 Tel 045-671-2586
（信用保証制度に関すること）	横浜市信用保証協会 企画情報課長	杉山 文彦 Tel 045-662-6622

※ 本件は、横浜経済記者クラブへも同時発表しています。



横浜市中小企業融資制度

経営改善に取り組む

市内中小企業の皆様へ



伴走型経営支援 特別資金

融資額
1億円まで

セーフティネット保証4・5号の認定を受けた場合

信用保証料
0.1%

据置期間
最大5年間

<<< ゼロゼロ融資等、既存の借入からの借換可能です！ >>>

新型コロナウイルス感染症や物価高騰などの社会経済情勢の変化により、経営に影響を受けた中小企業が、金融機関との対話を通じて経営行動計画を策定し、金融機関の継続的な伴走支援を受けながら経営改善等に取り組める融資です。売上高・利益率が減少している方がご利用できます。なお、信用保証料を国と横浜市が一部負担します。

まずは、お取引のある又は最寄りの金融機関にご相談ください。

<取扱金融機関>

- 【信用金庫】 横浜、かながわ、湘南、川崎、さわやか、芝、城南、世田谷
 【銀行】 みずほ、三菱UFJ、三井住友、りそな、横浜、第四北越、きらぼし、群馬、山梨中央、北陸、スルガ、阿波、静岡、神奈川、東日本、大光、静岡中央
 【政府系金融機関】 商工組合中央金庫

融資・伴走支援の流れ

- 1** お取引のある又は最寄りの金融機関にご相談・お申込みください。
※融資の申し込みに必要な納税証明書などの発行手数料が減免（無料）となる場合があります。
申込
- 2** 金融機関との対話を通じて経営行動計画を策定します。
計画策定
- 3** セーフティネット保証(SN)4号・5号を利用する場合、金融機関が、事業者の皆様代わりに、横浜市に認定申請を行います。
認定
- 4** 金融機関は融資の審査後、横浜市信用保証協会に保証申込を行います。
融資審査
- 5** 横浜市信用保証協会は保証の審査後、保証を決定します。
保証審査
- 6** 金融機関は融資を実行します。
融資実行
- 7** 金融機関は、経営の状況を確認し、必要に応じて、経営行動計画の実行のため、追加的な経営支援を行います。
伴走支援

申込要件

経営行動計画を策定した次の1～3いずれかの市内中小企業者

- 1.SN4号の認定を受けた方
- 2.SN5号の認定を受けた方
- 3.SN4号・5号いずれの認定も受けていない次の(1)～(3)いずれかの方
 - (1)最近1か月間の売上高が前年同月の売上高より5%以上減少している方
 - (2)最近1か月間の売上高総利益率又は売上高営業利益率が前年同月若しくは直近決算より5%以上減少している方
 - (3)直近決算の売上高総利益率又は売上高営業利益率が直近決算前期より5%以上減少している方

内容

融資額：1億円以内
融資期間：10年以内(うち据置期間5年以内)
利率：1年以内0.9%以内/3年以内1.2%以内/5年以内1.4%以内/10年以内1.6%以内
信用保証料率(国、本市が助成)：申込要件1・2▷0.10% / 申込要件3▷0.180%～1.035%

【認定の問合せ】横浜市経済局金融課

電話：045-671-2592 FAX：045-664-4867

Email：ke-kinyu@city.yokohama.jp

8:45～17:15(土日祝日・年末年始を除く)

所在地：横浜市役所(横浜市中区本町6丁目50番地の10)

(令和4年4月に、認定窓口は横浜情報文化センターから横浜市役所に移転しています)